

岐阜県公報

号 外 (一) 令和 七 年 九 月 十 一 日

目 次

選挙管理委員会告示

○岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会)

ページ
一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十六号

岐阜県選挙執行規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

令和七年九月十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

別記第三号様式の五備考四中「7円73銭」を「8円38銭」及び「386,500円」を「419,000円」及び「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

別記第三号様式の六備考四中「541円31銭」を「586円88銭」及び「270,655円」を「293,440円」及び「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

別記第三号様式の七その二別紙備考一中「7円73銭」を「8円38銭」及び「386,500円」を「419,000円」及び「5円18銭」を「5円62銭」に改め、同様式その三別紙備考一中「541円31銭」を「586円88銭」及び「270,655円」を「293,440円」及び「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

附 則

この規程は、令和七年九月十一日から施行する。

令和七年九月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社